16. その他上場REIT又は投資法人の運営、業務若しくは財産に関する重要な事項

(1) 上場規程に基づく開示義務

上場REITの発行者等は、上場REITの発行者である投資法人が、「上場規程第1213条第2項第1号a(a)から(o)に掲げる事項以外の上場REIT又は当該投資法人の運営、業務若しくは財産に関する重要な事項であって投資者の投資判断に著しい影響を及ぼすもの」を行うことについての決定をした場合は、直ちにその内容を開示することが義務づけられています。

【上場規程第1213条第2項第1号a (p)】

[開示に関する注意事項]

- ① 開示を行う際には、本項目の内容と併せて「第1編第2章 適時開示に関する実務要領」も確認してください。
- ② 適時開示は投資者に対して投資判断材料を広く提供する役割を担うものであることに鑑み、実務上は、投資者の投資判断上重要な情報であると考えられる事項を決定した場合には、直ちにその内容を開示するようにしてください。投資者の投資判断上重要な情報であると考えられる事項としては、例えば、以下のものが挙げられます。
 - ・ 格付け機関による信用格付け(発行体格付に限る。)の取得(変更を含む。)又は取下げ

(2) 開示事項及び開示・記載上の注意

開示資料には、投資者が当該情報を適切に理解・判断できるよう少なくとも事実の概要、決定の理由、今後の見通し等を記載してください。また、所定の開示事項に限らず、投資者が当該情報を適切に理解・判断するために必要な事項も記載してください。

- a. 事実の概要
- b. 決定の理由
- c. 今後の見通し
 - 当期以降の運用状況に与える影響の見込みを記載する。
 - 今後の方針等がある場合は、その内容を記載する。
- d. その他投資者が当該情報を適切に理解・判断するために必要な事項

○ (参考) 当期運用状況の予想及び前期実績

・ 参考として、当期運用状況の予想(運営、業務若しくは財産に関する重要な事項であって、投資者の投資判断に著しい影響を及ぼすものを行うことについての決定に際して当期運用状況予想を新たに算出した場合には、新たな予想の内容)及び前期実績を記載する。